

第22回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月25日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)
3. 出席委員 18名
4. 欠席委員 0名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第11号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第12号	現況証明願いについて
日程第4	議案第13号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第5	議案第14号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第15号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第17号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第9	議案第18号	平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第10	議案第19号	平成31年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は18名であります。

定足数に達しておりますので、第22回大樹町農業委員会総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、11番 向井 良治委員、12番 吉田 洋一 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成31年度3月28日の第21回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係について

- (1) 4月 8日 (月) 農政委員会 役場1階大会議室
委員8名出席
- (2) 4月 9日 (火) 農地等あっせん会議 第3班 役場1階大会議室
売買あっせん1件
- (3) 4月10日 (水) 農地等あっせん会議 第1班 役場1階大会議室
売買あっせん1件
- (4) 4月12日 (金) 大樹集落推進委員会 J A大樹町
会長出席
- (5) 4月12日 (金) 農地等あっせん会議 第4班 役場1階大会議室
売買あっせん1件
- (6) 4月16日 (火) 十勝農業委員会連合会総会 帯広市
会長、局長出席
- (7) 4月17日 (水) 現地調査 第3班 役場1階大会議室
現況証明1件、農地転用2件、農振除外4件
- (8) 4月22日 (月) 現地調査 第2班 役場1階大会議室
農地転用2件、農振除外2件
- (9) 4月23日 (火) 大樹町農業担い手センター全体会議 J A大樹町
会長、代理、金曾、今村、局長出席
- (10) 4月25日 (木) J A忠類定期総会 幕別町忠類コミュニティセンター
会長出席

2. 農地あっせん報告について

平成31年4月9日 第3班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせん内容

(地番) 他1筆 合計40,734㎡

価格 5,410,000円(132,813円/10a)

平成31年4月10日 第1班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせん内容

(地番) 他2筆 合計46,763㎡

価格 7,860,000円(168,082円/10a)

平成31年4月12日 第4班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせん内容

(地番) 49,669㎡

価格 6,950,000円(139,926円/10a)

3. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について

番号1番

旧所有者 (地区) (氏名)

権利を取得した者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 合計58,689㎡

権利移動の内容 相続による所有権移転

あっせん希望 あり

4. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書について、4法人から提出があり、書類等の内容については、いずれも完備されておりましたので、書類を受理し、添付資料「法人要件確認書」のとおり報告致します。

5. 契約締結について

業務名 尾田地区交換分合事業用地確定測量委託業務

業務期間 平成31年4月19日から令和元年6月28日

業務内容 用地確定面積112ha、用地確定筆数55筆、境界杭40本

請負業者 有限会社 福岡測量設計事務所

請負金額 5, 832, 000円 (消費税8%含む)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第11号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第11号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は3件でございます。

申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第11号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地

面積 648㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約形態 合意による解約

解約申入日 2019年4月10日

解約成立日 2019年4月10日

土地引渡日 2019年4月10日
解約通知日 2019年4月10日
元の契約年月日 2015年7月1日
農業経営基盤強化促進法による使用貸借

番号2番

所在 (地番) 以下計3筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地

面積 合計48,103㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約形態 合意による解約

解約申入日 2019年4月12日

解約成立日 2019年4月12日

土地引渡日 2019年4月12日

解約通知日 2019年4月12日

元の契約年月日 2018年4月1日

農地法第3条による貸貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第11号、番号1番から2番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。
それでは、番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号3番
所在 (地番) 1筆
登記簿地目 畑
現況地目 畑
農振 農用地
面積 49,709㎡
貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約形態 合意による解約
解約申入日 2019年4月1日
解約成立日 2019年4月1日
土地引渡日 2019年4月1日
解約通知日 2019年4月1日
元の契約年月日 2011年4月1日
農業経営基盤強化促進法による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。
農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長代理

内容の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第11号、番号3番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第3、議案第12号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第12号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第12号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 牧場

現況地目 採草放牧地

農振 農用地区域外

面積 12,999㎡

利用状況 畑以外

所有者 (地区) (氏名)

申請者 (所有者と同一)

申請目的 登記簿地目を現況地目に変更登記するため

現地調査 2019年4月17日 第3班 金丸 班長

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について、第3班 班長より報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第12号、1番について報告いたします。

金丸委員

申請地は、傾斜がきつく形も不整形であり、農地として活用するのが難しい状況であるため、登記簿地目を畑以外とすることは止むを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第12号、現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第13号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。

本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第13号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。

今回ご審議頂きます「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出」は6件でございます。申請内容は、農用地区域からの除外が6件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方

よろしくお願ひ致します。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第13号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明いたします。

番号1番

土地の表示 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

面積 48,459㎡のうち7,35㎡

目的 大樹町情報通信基盤整備事業中継局設置のため

事業計画者 大樹町

所有者 (地区) (氏名)

現地調査 2018年10月26日 第1班 宮嶋 班長

番号2番

土地の表示 (地番) 1筆

登記簿地目 宅地

面積 561.29㎡のうち4.00㎡

目的 大樹町情報通信基盤整備事業中継局設置のため

事業計画者 大樹町

所有者 (地区) (氏名)

現地調査 2019年4月17日 第3班 金丸 班長

番号3番

土地の表示 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

面積 45,975㎡のうち25㎡

目的 通信鉄塔及び無線設備局舎の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

所有者 (地区) (氏名)

現地調査 2019年4月17日 第3班 金丸 班長

番号4番

土地の表示 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

面積 648㎡

目的 農家住宅の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

所有者 (地区) (氏名)

現地調査 2019年4月17日 第3班 金丸 班長

番号5番

土地の表示 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

面積 37,333㎡のうち2,700㎡

目的 農家住宅の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

所有者 (地区) (氏名)

現地調査 2019年4月22日 第2班 竹内 班長

番号6番

土地の表示 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

面積 30,867㎡のうち1,501㎡

目的 農家住宅の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

所有者 (地区) (氏名)

現地調査 2019年4月22日 第2班 竹内 班長

1番から3番については公共事業等に係る農地転用で農地法による許可が不要な案件となっており、大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を求められているもので、除外の要件を満たしていると考えられます。

4番から6番についてはこの後にあります農地法第4条及び5条の転用案件でも議案になっておりますが、農家住宅を建設するために大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を求められているもので、転用と合わせて現地調査を行い、除外の要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

議案第13号、番号1番について報告いたします。

宮嶋委員

内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。

公共事業に係る農地転用のため、農地法の許可を要しない転用であり、かつ周辺農地の営農へも支障がないため農用地からの除外は支障がないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号2番から4番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第13号、番号2番から4番について報告いたします。

金丸委員

番号2番については、公共事業に係る農地転用のため、農地法の許可を要しない転用であり、かつ周辺農地の営農へも支障がないため農用地からの除外は支障がないと班では判断しました。

番号3番については、通信鉄塔等に係る農地転用のため、農地法の許可を要しない転用であり、かつ周辺農地での営農へも支障がないため農用地からの除外は支障がないと班では判断しました。

番号4番については、従業員住宅の建設の案件で、農地転用と合わせて現地調査を行いました。昨年度に引き続き従業員の住居が不足しており、新たに住居を建設したいと伺っております。申請地は拠点の近くであり、当該地に建設することで農作業の効率化や従業員の利便性向上、住環境の改善等が図られると考えられます。営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外について支障はないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号5番から6番について調査班より調査報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番

議案第13号、番号5番から6番について報告いたします。

竹内委員

番号5番については、申請者の農家住宅の建設のための申請で、農地転用と合わせて現地調査を行いました。周辺には農地以外に適当な場所がなく、また営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外について支障はないと班では判断しました。

番号6番については、申請者の従業員住宅建設のための申請で、農地転用と合わせて現地調査を行いました。外国人研修生のための住居が不足しており、作業効率等を考慮し拠点の近くに建設するものです。周辺には農地以外の代替地もなく、営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外について支障はないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第13号、番号1番から6番について、原案のとおり決定する事
にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認め、番号1番から6番について原案のとおり決定し、農業振興
地域整備計画の変更について、異議のない旨大樹町に回答する事といたします。
日程第5、議案第14号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題
といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第14号 農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件ござ
います。内容は、農家住宅の農地転用が1件でございます。
その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議
方よろしくお願い致します。
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第14号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地区域外への除外申請中

面積 37,333㎡のうち2,700㎡

申請人 (地区) (氏名)

申請事由 農家住宅の建設

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から2019年12月31日

計画内容	建築面積	所要面積
住宅	75.35㎡	357.35㎡
庭		540.84㎡
駐車スペース		108.00㎡
雪捨て場		360.00㎡
通路・作業場・物置		1,333.81㎡
合計		2,700.00㎡

許可基準 農地法施行規則第38条及び第39条第2項による転用

現地調査 2019年4月22日 第2班 竹内 班長

チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。なお、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番

議案第14号、番号1番について報告いたします。

竹内委員

内容については先ほどご説明した農用地からの除外の案件と同様となります。

2,700㎡という住宅を建てるには面積が少し広いのではないかと思われますが、宅地や牛舎、道路に挟まれた三角地帯であります。申請地を少なくし一部を農地として残すとなると不整形となり、大型機械での作業が現実的ではないと判断できるため、面積が少し広いことはやむを得ないと判断しました。また、農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第14号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可することで、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第15号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第15号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は3件でございます。内容は、イベント等に利用する一時転用が1件、従業員宿舍の農地転用が2件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第15号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

権利 所有権移転

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地区域外への除外申請中

面積 648㎡

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

申請事由 従業員宿舎建設のため

価格 100,000円(154,320円/10a)

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から2019年12月31日

計画内容	建築面積	所要面積
従業員宿舎1棟	77.67㎡	313.21㎡
浄化槽1基	15.50㎡	
駐車場		153.20㎡
通路・作業場		181.59㎡
合計		648.00㎡

許可基準 農地法施行規則第38条及び第39条第2項による転用

現地調査 2019年4月17日 第3班 金丸 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。なお、申請面積が3,000㎡以下の農家住宅であることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、町と北海道との協議で農用地からの除外が認められれば、農振の除外と合わせて許可することになります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号2番

権利 使用貸借権

所在 (地番) 以下計4筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地区域外

面積 648㎡

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

申請事由 農業体験宿泊の休憩所としてのウッドデッキ・テント設置及びお客様の駐車場、収穫体験用通路の砂利の埋設

時期 許可の日から2020年5月31日

工期 許可の日から2020年5月31日

計画内容	建築面積	所要面積
ウッドデッキ4棟	144.00㎡	144.00㎡
遊び場		8,795.00㎡
通路		1,494.00㎡
作業場		11,853.60㎡
キャンプサイト		540.00㎡

駐車場 3, 074. 00 m²
砂利埋設 245. 40 m²
合計 26, 146. 00 m²

許可基準 農地法施行令第11条第1項第2号による転用

現地調査 2019年4月17日 第3班 金丸 班長

チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。また、農業以外の一時的転用のため、申請面積に関わらず北海道農業会議の常設審議委員会に意見を求める案件です。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りに農地に復元されているか確認します。

番号3番

権利 使用貸借権

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地区域外への除外申請中

面積 30, 867 m²のうち1, 501 m²

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

申請事由 従業員宿舎建設のため

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から2019年12月31日

計画内容	建築面積	所要面積
従業員宿舎1棟	48. 02 m ²	264. 74 m ²
浄化槽1棟	15. 50 m ²	
雪捨て場		407. 29 m ²
駐車場		66. 00 m ²
通路・作業場		762. 97 m ²
合計		1, 501. 00 m ²

許可基準 農地法施行規則第38条及び第39条第1項による転用

現地調査 2019年4月22日 第2班 竹内 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。なお、申請面積が3, 000 m²以下の農家住宅であることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、町と北海道との協議で農用地からの除外が認められれば、農振の除外と合わせて許可することになります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番から2番について、調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員報告願います。

17番

議案第15号、番号1番と2番について報告いたします。

金丸委員

番号1番は、内容については先ほどご説明した農用地からの除外案件と同一となります。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

番号2番については、昨年度に引き続き農地を活用した農業体験宿泊業を行うための一時転用の案件となります。周辺の雑種地に建っている実験住宅を活用した事業であり、事業を実施するには隣接した農地を活用することが必要不可欠であります。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

次に、番号3番について、調査班より調査報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員報告願います。

6番

議案第15号、番号3番について報告いたします。

竹内委員

内容については先ほどご説明した農振農用地からの除外案件と同一となります。

1, 501㎡では少々広いですが、申請地は道路と牛舎等施設に囲まれた場所で他に隣接する農地がなく、農地としての利用には適さない場所であります。この場所を従業員宿舎建設に利用することは合理的であり、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第15号、番号1番から3番の農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

番号2番の案件について、北海道農業会議の回答を受け、農業委員会会長の専決処分する事で、許可相当。その他の案件について、許可することで、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は5件でございます。内容は、新規の賃貸借が4件、一般更新の賃貸借1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。

それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地

面積 49,709㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

借受人の経営面積

経営地 2, 150, 589.00㎡

自作地 39, 863.00㎡

借入地 2, 110, 726.00㎡

利用目的 畑

借賃 4, 000円/10a

始期 2019年5月1日 終期 2020年4月30日 1年間

地区担当委員代理 富倉 浩之 委員

新規の賃貸の案件となります。

番号2番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地

面積 合計99, 432㎡のうち94, 182㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

借受人の経営面積

経営地 2, 150, 589.00㎡

自作地 39, 863.00㎡

借入地 2, 110, 726.00㎡

利用目的 畑

借賃 4, 000円/10a

始期 2019年5月1日 終期 2020年4月30日 1年間

地区担当委員代理 富倉 浩之 委員

新規の賃貸案件となります。

1番と2番の案件は、輪作のための一時的な借主変更の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長代理

内容の説明が終わりました。

次に、1番から2番の内容について、地区担当委員代理より調査報告を求めます。

富倉 浩之 委員より報告を求めます。

2番

議案第16号、番号1番と2番について報告いたします。

富倉委員

1番の案件は、(貸付人)から輪作のために農用地利用集積の申し出があったため、地域に内容を周知し(借受人)に貸し付けることで了承を得ました。賃貸期間は1年間とし、賃料については元の借主である(前借受人)との賃料と同額としました。

2番の案件は、1番と同様に(貸付人)から輪作のために農用地利用集積の申し出があったため、地域に内容を周知し(借受人)に貸し付けることで了承を得ました。賃貸期間は1年間とし、賃料については1番の隣接地であるため同額としました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長代理

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第16号、番号1番から2番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

続きまして、番号3番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号3番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地

面積 48,643㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

借受人の経営面積

経営地 2,150,589.00㎡

自作地 39,863.00㎡

借入地 2,110,726.00㎡

利用目的 畑

借賃 5,000円/10a

始期 2019年5月1日 終期 2024年4月30日 5年間

地区担当委員 原口 武実 委員

新規の賃貸案件となります。

番号4番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地

面積 合計63,531㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

借受人の経営面積

経営地 2,150,589.00㎡

自作地 39,863.00㎡

借入地 2,110,726.00㎡

利用目的 畑

借賃 5,000円/10a

始期 2019年5月1日 終期 2021年4月30日 2年間

地区担当委員 原口 武実 委員

新規の賃貸案件となります。

番号5番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地

面積 37,853㎡のうち33,000㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

借受人の経営面積

経営地 563,674.00㎡

自作地 372,299.00㎡

借入地 191,375.00㎡

利用目的 畑

借賃 6,300円/10a

始期 2019年5月1日 終期 2029年4月30日 10年間

更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、3番から4番の内容について、地区担当委員より調査報告を求めます。

原口 武実 委員より報告を求めます。

7番

議案第16号、番号3番から4番について報告いたします。

原口委員

3番について、詳細については事務局より説明がありました。(貸付人)から農用地利用集積の申し出があったため地区で周知し、(借受人)に貸し付ける事で決定しました。期間は5年間とし、賃料は周辺農地の価格を参考に10a当り5,000円とし両者に提示し了承を得ました。

4番について、詳細については事務局より説明がありました。(貸付人)から農用地利用集積の申し出があったため地区で周知し、(借受人)に貸し付ける事で決定しました。期間は2年間とし、賃料は周辺農地の価格を参考に10a当り5,000円とし両者に提示し了承を得ました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

番号5番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第16号、番号3番から5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第8、議案第17号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第17号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます、活動の点検・評価については、農業委員会等に関する法律第37条「情報の公表」において、農業委員会の運営の透明性を確保するように定められているため、農業委員会の適正な事務実施における農水省経営局長通知に基づき実施するもので、委員協議会により農政委員会に付託されました。

農政委員会では、活動の点検・評価を協議いただき、その後10日縦覧し、意見がありませんでしたので、原案のまま内容説明し提案申し上げます。ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第17号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について承認を求めます。

4月8日の農政委員会において協議していただき、点検・評価の内容についてはお手元の資料のとおりとなりましたので、要点のみをご説明させていただきます。

2番の担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、皆様のご尽力により、目標としていた集積面積を達成することができました。また、年3回だった農業委員会だよりの掲載を4回に増やし、広報活動の機会が増えたことも一助となったのではと考えております。長期的には、大樹町が策定する農業経営基盤強化の促進に関する基本構想で掲げる10年間の農地集積率95%達成を目標としておりますので、引き続き活動していきたい、としております。

4番の遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、平成29年度に確認された遊休農地を解消することを目標として活動しておりました。遊休農地の所有者が、自身で利用・耕作することとしていたため、農地利用状況調査において耕作されているか確認を行いました。当該農地は農地として利用されていることが確認できたため、遊休農地は解消され、目標を達成することはできました。

6番の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検における、3番の農地所有適格法人からの報告への対応について、1法人からの報告書の提出がなく督促を行っております。再三通知をしておりますが現在も提出がなされない状況でございまして、今後も連絡を取り報告書を提出するよう催促していきたい、と記載させていただいております。

要点については以上になりますが、この目標とその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、農業委員会活動を広く一般に周知するため、ご承認いただきましたらホームページ等により公表する予定です。

以上で説明終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。

農政委員長 片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番

議案第17号について、報告いたします。

片岡委員

2月総会の際に農政委員会に付託された案件でございます。4月8日に農政委員会を開催しました。事務局作成の点検・評価案をもとに内容を協議しました。内容については事務局が説明したとおりです。農政委員会で協議した後4月9日から19日まで縦覧しましたが、意見等はありませんでした。そのため、議案のとおり点検・評価とすることに決定いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第17号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、決定されました。
日程第9、議案第18号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第18号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について提案説明を申し上げます。

議案第17号と同様、農業委員会の適正な事務実施における、農水省経営局長通知に基づき、農政委員会に付託された、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画を協議いただき、議案第17号の「活動の点検・評価」と同じく縦覧し意見がありませんでしたので、原案のまま内容説明し提案申し上げます。ご審議方、宜しくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第18号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について承認を求めます。

先の議案でご説明しました平成30年度点検・評価と同様に4月8日に開催されました農政委員会にて協議していただきました。こちらも要点のみをご説明さ

せていただきます。

2番の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、先ほども説明いたしました大樹町が策定する農業経営基盤強化の促進に関する基本構想では10年間で集積95%を目標としております。平成30年度に1年間の目標集積面積を算定したところ、1年間で89haの新規集積をすることで集積率95%を達成できることとなりましたので、このとおり設定しております。

4番の遊休農地に関する措置につきましては、先ほどの点検・評価でもお伝えしましたが、遊休農地は解消されておりますので、今年度の目標につきましては、遊休農地の発生防止を目標として設定しております。

要点説明は以上となりますが、この目標とその達成に向けた活動計画につきましては、点検・評価同様ご承認いただけましたら、ホームページ等により公表する予定です。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。

農政委員長 片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番

議案第18号について報告いたします。

片岡委員

2月総会の際に農政委員会に付託された案件でございます。4月8日に農政委員会を開催しました。事務局作成の活動計画案をもとに内容を協議しました。内容については事務局が説明したとおりです。農政委員会で協議した後4月9日から19日まで縦覧しましたが、意見等はありませんでした。意見等が無かったため、議案のとおり活動計画とすることに決定いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第18号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、決定されました。

日程第10、議案第19号、平成31年度大樹町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第19号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について、提案説明を申し上げます。

農業委員会に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する「目標」と「方法」を指針で定めるよう努めなければならない、農地利用最適化交付金事業の実施ため、この指針を定めることが義務付けられております。

これらの事から、農政委員会に付託された内容について説明しますので、ご審議方宜しくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第19号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について説明いたします。

平成31年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について審議を求めます。

内容については、お手元の資料のとおりでございますが、例年との変更がないため、要点の説明を割愛させていただきます。

先ほど承認いただきました、平成31年度の活動計画に基づいて設定しておりますので、活動計画と指針とに大きな変更はございません。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。

農政委員長 片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番

議案第19号について報告いたします。

片岡委員

2月総会の際に農政委員会に付託された案件でありまして、4月8日に農政委員会を開催し、指針の内容について審議を行いました。内容につきましては、先ほど事務局が説明したとおりです。指針の考え方については、先ほど議題として審議を行いました、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を基本と

しておりますので、活動計画と指針とに、かい離がない内容となっております。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第19号、平成31年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、決定されました。
以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
次に連絡事項に入ります。
事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、5月31日、金曜日を予定しておりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

議長

以上をもって、第22回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成31年4月25日

会 長 

委員(11番) 向井良治

委員(12番) 吉田洋一